



まつもと

8

2018 No.1352

特集

いまのまちの未来

子どもたち



6月17日、まつもと子ども未来委員会の市内見学会が、上高地で開催されました。

深緑の中での見学会には、小学生と中学生18人の委員が参加し、上高地山岳ガイドによる自然保護に関する講習会と散策が行われました。市内見学会は、まつもと子ども未来委員会の委員である子どもたち自身が内容を話し合い、企画したものです。

参加した鈴木柚葉さん（写真、後列右から3人目）は、「上高地には初めて行きました。松本はまちの中も花や緑の自然が豊かですが、上高地は自然を直接感じられて、清々しい気持ちになりました」と笑顔で話していました。

※まつもと子ども未来委員会は、特集記事（2～5ページ）で紹介しています。

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本



特集1

こどもたち

このまちの未来

未来を担う子どもたちは、
このまちの宝。
松本を好きになって、誇りをもって、
未来を切り拓いていってほしい。
このまちとともに輝いて。

本市では、子ども（キッズ）や若者（ユース）の成長を後押しする取り組みを「キッズ&ユースデモクラシー」と名付け、「未来への投資」として、重点的に推進しています。今、さまざまな年齢の子どもたちが集まり、仲間とともに松本のまちを知り、まちづくりを考えようと活動しています。

そして、地域の大人や若者たちが子どもたちをあたたく見守り、学校や家庭以外で安心して活動できる居場所をつくる取り組みをしています。自ら育つ子どもたち。それを見守るまなざしやたくさんの手。生き生きと活動する姿から、松本の未来が見えてきませんか。

— も く じ —

特集1 このまちの未来	2
特集2 みんなの給食	6
子育て各種支援	8
福祉医療制度	10
食品ロス削減	11
新庁舎建設基本構想	12
狭あい道路拡幅整備事業	14
市議会6月定例会 他	15
コラムのページ	16
情報チャンネル	18
9月の相談日	39
生きがいの仕組みづくり、 読者プレゼントクイズ	40



子ども自らの育ち



まつもと子ども未来委員会

「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもたちが主体となって、自分たちが住むまちへの意識を高め、子どもたち自らがまちづくりを考えることを目的に活動する「まつもと子ども未来委員会」。

今年度第4期は、市内の小学5年生から高校2年生の34人が、学校や地域、年代を越えて集まりました。1年間の任期中には、学習会や施設見学、他都市との子ども交流事業等を行い、11月には、活動の集大成となる、まちづくりに関する市長提言を行います。こうした学校とは違う場所での社会参加や意見表明の活動を通して、このまちの未来を担う子どもたちの自主性や生きる力が高まることを期待しています。

子ども未来委員会は、市内の小学5年生から高校3年生ならどなたでも参加することができます。詳しくは、こども育成課へお問い合わせください。

今回の特集では、第4期の委員長の木島さんにお話を伺いました。



市内見学会の様子。上高地山岳ガイドの案内で、上高地を散策しました。



子ども未来委員会の活動状況はこちらをご覧ください



市内見学会



水合だっ！



子ども未来委員にインタビュー

委員会に参加したきっかけは？

親から未来委員会のことを教えてもらったのがきっかけです。初めて会う人たちとの交流を経験してみたいなと思い、参加しました。

委員長としてどんなことをしていますか？

会議の中では、司会をしています。市内見学会などの活動では、みんなをまとめて、全体のチェックをしています。

今までの活動で印象に残っていることは？

5月に行った最初の市内見学会では、みんなで松本城や市街地を歩いて回り、ごみ拾いをしました。その時の一生懸命にごみを拾うみんなの真剣な表情と行動に、驚きました。

普段の会議の中ではな

なか気づくことができない、みんなの「このまちをもっとよくしたい」という熱い気持ちが見えた気がしてうれしくなりました。

これからこの会でやってみたいことは？

まだ4期は始まったばかりなので、具体的なことは11月の松本市長への提言に向けて、これからみんなと話し合いながら決めていきます。

個人としては、今までの未来委員会でやっていないようなことが、この4期でできたらいいなと思っています。

そして、その活動が、松本市がより良いまちになるための「大きな一歩」につながればいいなと思います。



子ども未来委員会 委員長
松本秀峰中等教育学校1年
木島 凜太郎 さん

青少年補導委員



青少年補導委員は、松本市青少年育成センター条例に基づき、地域などからの推薦によって決まります。任期は2年。青少年の健全育成を目的に、街頭補導活動や地域での見守り、声かけなどを中心に、地域で子どもたちに寄り添う活動を行っています。

特に本市では、「愛の一声」を合言葉に、地域の大人が子どもたちを見守り、声かけを行う活動に力を入れています。29年度の補導実施回数と、活動した補導委員数（ともに延べ数）は県内最多。今年度の補導委員数は121人で、県内で2番目に多い数となっています。（長野県子ども・若者育成支援推進本部調べによる）

現在まで22年間補導委員を務める、補導委員協議会の渡辺会長にお話を伺いました。

で見守る



補導委員に インタビュー

補導委員になった経緯
を教えてください

もともと子どもが好きで、何か子どもたちと関わることでできればと思っていました。ときに、地域の補導委員さんに声をかけていただいたのがきっかけです。

活動で心掛けていることは？

補導活動は、声かけを中心に行うのですが、強制する気持ちではなく、子どもたちに寄り添う気持ちで行うことを心掛けています。補導委員の間では、そのような気持ちを込めて、「愛のかけでかける言葉を、「愛の一声」と呼んでいるんです。

22年間の活動を通して感じることは？

最近では、補導活動と並行して、登下校時の見守りも多くなっています。補導活動は回数も多く、大変だと



感じるときもあります。この活動が、犯罪などの抑止力になっていると実感しています。

県内トップクラスの実績は、松本の誇りだと思っています。

今後の活動は？

スマホでのコミュニケーションなど、時代とともに子ども同士の関わり方は変わってきています。補導委員の活動もそうした時代の変化に対応するために、さまざまな団体との連携が必要です。

補導委員の活動は、すぐに結果として見えるものではありません。これからは子どもたちの目線に立った「愛の一声」を大切に、継続して活動していくことが大切だと思っています。

松本市青少年育成センター
補導委員協議会 会長
渡辺 はる美 さん

各事業に関するお問い合わせ先

- まつもと子ども未来委員会、青少年補導委員
こども育成課（東庁舎別棟1階 ☎34-3291 ㊟34-3309）
- 子どもの居場所づくり推進事業
こども福祉課（東庁舎1階 ☎33-4767 ㊟36-9119）



子どもの居場所づくり

地域の大人が、地域の子どもに対して、食事提供や学習支援を中心とする、団らんの場を提供する事業「子どもの居場所づくり推進事業」。庄内地区の並柳団地町会では、「なみカフェ」として月に4回程度行っています。そこでは、松本大学の学生が、学生の自主的な地域活動として加わり、町会との橋渡しは、庄内地区地域づくりセンターのインターンが行っています。

そんな、地域と学校、行政が連携した取り組みを行う、「なみカフェ」についてインターンの中島さんと松本大学の青木さんにお話を伺いました。

地域

インターンにインタビュー

「なみカフェ」との関わりを教えてください

庄内地区地域づくりセンターのインターンとして、2年前から運営に携わっています。今年の4月からは、コーディネートという立場で、さらに深く関わるようになってきました。

コーディネーターとはどのような仕事ですか？

松本大学との連携や、地域と「なみカフェ」をつなぐ役割を担っています。最近では、今まで関わりのなかった地域の方から、協力の申し出等をいただく機会も多くなりました。そんな地域の新たな声を活動につなげることも、私の大切な仕事です。

活動して感じることは？

今年で3年目を迎え、最初は小さかった活動の輪がどんどん大きくなっていることに驚いています。地域の方が「これ使って」と、おもちゃを提供してくれたり、読み聞かせをやりたいと申し出てくれる人がいたり、活動の広がりを実感しています。

今後の活動予定は？

学生とのつながりをさらに強くしていきたいです。私の持っている情報と、学生が感じたことなどを共有できるような仕組みがつけられたらいいなと思います。



庄内地区インターン 中島 麻衣 さん

大学生にインタビュー

「なみカフェ」に参加したきっかけは？

私は大学で、社会福祉士の資格を取る勉強をしています。その中で、子どもたちに関わることを経験したいと思い、参加しました。

どんなことをやっていますか？

学習支援を中心に、遊んだり、ご飯を食べたりして子どもたちとできるだけ一緒に時間を過ごしています。

活動して感じることは？

私は昔から絵を描くことが好きでした。子どもたちにそのことを話したら、「これ描いて〜」と漫画を手を持って話しかけてきてくれました。それからは絵を描くことが多くなり、今では「絵の先生」と呼ばれているんです(笑)。自分の個性で子どもとつながることができて、とてもうれしいです。

やってみたいことは？

積極的に子どもたちと関わるのももちろんですが、地域のこともっと知りたいたいと思っています。この地域の良いところや、抱える問題などを学び、地域とも関わるのができたらと思っています。



松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科4年 青木 悠里 さん

※「なみカフェ」を運営する、並柳団地町会長のインタビューは、裏表紙に掲載しています。



モグモグ★

特集2

みんなの給食

松本市では、5カ所の学校給食センターと3カ所の自校給食校により、毎日、約2万食の学校給食を調理して提供しています。

食育や地産地消を推進し、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を心掛けています。

今回は、地産地消を取り入れた「松本の日」の取り組みと、近年、増加している「アレルギー対応食」について紹介します。

●問い合わせ 学校給食課 西部学校給食センター担当 (☎86-1130 ㊟86-1150)

松本の日

本市では、安心、安全な食材を使用し、地産地消を取り入れた食育の推進に取り組んでいます。

給食センターでは、できるだけ地元の食材を多く取り入れています。特に松本産の食材が手に入りやすい6～11月には、月に1回「松本の日」を設けています。

「松本の日」には、松本一本ねぎを使った「ぼったりねぎ豚丼」や、四賀地区

の卵を使った「親子煮」など、松本産の食材をできるだけ使用し、地域に根差した給食となるように心掛けています。地元の食材を使ってつくる給食のレシピは、市ホームページなどで紹介しています。

これからも、地産地消や季節感を大切に、栄養価や多様な献立にこだわった、心のこもったおいしい給食を提供していきます。

松本日の学校給食【例】

なめたけあえ、親子煮、牛乳、
麦ごはん、さつまい

松本産のキュウリ

県内でとれた牛乳を
市内で加工

松本産の卵

松本産コシヒカリ

アレルギー対応食

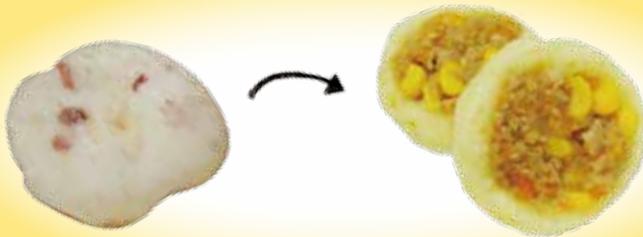
本市では、食物アレルギーをもつ児童・生徒に対して、等しく学校給食を提供するために、全国に先駆けて平成11年から、アレルギー対応食の提供を行っています。

給食センターには、アレルギー対応食の特別調理室があり、栄養士と調理員で確認をしながら調理にあたっています。食物アレルギーは、命にかかわる場合があるため、調理には細心の注意を払っています。

下の例のように、食物アレルギーをもつ児童・生徒でも楽しい給食の時間が過ごせるよう、日々願いを込めてアレルギー対応食を作っています。アレルギー対応食の提供人数は、開始当初は7人でしたが、平成29年度末では183人に増加しています。

そのため、平成28年度から、松本市医師会の協力を得て、原因食物を食べられるようになるための食物アレルギー解除に向けた働きかけも行っています。

【アレルギー対応食の例：スタッフドポテト】



スタッフドポテトは、じゃがいもにホワイトソースをのせて蒸した料理で、小麦粉と乳製品が含まれています。

アレルギー対応食では、小麦粉と乳製品を使用しません。蒸してつぶしたじゃがいもでカップを作り、ひき肉、たまねぎ、にんじん、とうもろこしを炒めて作った具を詰め、オーブンで焼きます。

医師が解説！

食物アレルギーの予防と治療

食物アレルギーの予防と治療は、この5年で大きく転換しました。乳幼児期に「念のため除去しておけばアレルギーを発症しないだろうと考えて食物除去を行ったために、逆にアレルギーになりやすくなっていた」ことがわかってきました。食物アレルギーを発症した後に「完全に除去していると、食べられる時期がかえって遅くなる」ことも知られてきました。

乳児が食物アレルギーを発症しないようにするには、皮膚炎を速やかに治し、母子手帳に示された時期に食物を摂取することが大事です。



松本市学校給食センター運営委員会委員
医療法人社団みのしまクリニック
みのしま 義島 宗夫 院長

食物アレルギーを発症したら完全除去をしているよりも、医師からの指示により症状が出ない範囲で、ほぼ連日アレルゲンを摂取の方が早期に治ります。

食べる範囲の設定には、医療機関で経口負荷試験を受けることが必要です。松本市医師会は、食物アレルギーのために食物除去を行っているお子さんに、経口負荷試験を受けて不必要な除去は終了することを推奨しています。

市内には食物アレルギーの専門的治療を受けられる医療機関がいくつもありますので、お困りの際は早めにご相談下さい。



◀毎年7月に行っている、給食センター親子見学会の様子



現況届、所得状況届の提出をお忘れなく

子育て支援のための 各種手当制度のお知らせ



●問い合わせ ごくも福祉課

(東庁舎1階) ☎33-9855 ☎36-9119

ひとり親や障害児の親が、安心して子育てができるように、さまざまな手当制度があります。申請や相談はお早めにお願ひします。

児童扶養手当

離婚や死別などにより、ひとり親となった児童の養育者を対象に、生活の安定と、就労による自立促進のために児童扶養手当を支給します。

◆支給対象者

- 18歳に達する年の年度末までの児童（児童が心身に中程度以上の障害を有する場合は20歳未満まで）で、次に該当する児童を養育している父または母、父または母に代わって児童を養育している方
- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害にある児童

- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童

◆対象とならない場合

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ②日本国内に住所がないとき
- ③父または母が戸籍上婚姻していないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあるとき

◆公的年金との併給

支給要件に該当し、年金月額と手当額を比較して、年金月額の方が少ない場合は併給ができます。

◆父子家庭の支給要件

児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合

◆支給額

表①のとおり

◆所得制限限度額表

表②のとおり

◆所得審査対象の所得額・扶養人数を更正した場合

本人や扶養義務者が、修正申告等により所得額や扶養人数を変更した場合は、支給月額が変わりますので、ご注意ください。

◆手当の一部支給停止(減額)措置

手当を受給している方で、支給開始月から5年を経過する等の要件に該当する方は、先にお送りした「一部支給停止適用除外事由届」と必要な書類を添付し、現況届と併せて提出してください。
※提出がない場合は、一部支給停止(減額)措置の対象となります。提出期限までにご提出ください。

表①児童扶養手当 支給額

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	4万2,500円	1万40円	6,020円
一部支給の場合	4万2,490円～1万30円	1万30円～5,020円	6,010円～3,010円

表②児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等	本人		配偶者および扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

特別児童扶養手当

精神・知的または身体障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図るため支給されます。

◆支給対象者

次に該当する精神・知的または身体障害のある20歳未満の児童と同居し養育している父母や、父母に代わって児童と同居し養育している方

①1級該当児

療育手帳A程度
身体障害者手帳1・2級程度

②2級該当児

療育手帳B程度
身体障害者手帳3・4級程度

◆支給額

①1級該当児童

1人月額 5万1700円

②2級該当児童

1人月額 3万4430円

◆所得制限限度額

表③のとおり

表③特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族	本人	配偶者および扶養義務者
0人	459万6,000円未満	628万7,000円未満
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人	611万6,000円	717万5,000円
5人	649万6,000円	738万8,000円

障害児福祉手当

在宅の重度の障害児に対し、その障害によって生ずる経済的な負担を一部軽減することにより、自立の促進と福祉の増進を図るため支給されます。

◆支給対象者

20歳未満で常時介護を必要とする在宅重度障害児

表④障害児福祉手当 所得制限限度額

扶養親族	本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円未満	628万7,000円未満
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円
5人	550万4,000円	738万8,000円

◆支給額

1人月額 1万4650円

◆所得制限限度額

表④のとおり



現況届と所得状況届の提出を

◆児童扶養手当を受給されている方へ

現況届をお送りしますので、8月31日(金)までにご提出ください。

現況届のご提出がないと、8月分以降の手当が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

◆特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給されている方へ

所得状況届をお送りしますので、8月13日(月)～9月14日(金)の間にご提出ください。

所得状況届のご提出がないと、8月分以降の手当が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

◆提出先

こども福祉課(東庁舎1階9番窓口)、または波田支所内 西部福祉課へ。各地区地域づくりセンター(支所・出張所)では受け付けできません。



医療費の一部を助成します

福祉医療（医療費助成）

制度のご案内



● 問い合わせ
 ・ 子育て支援医療、障害者支援医療（20歳未満）、ひとり親家庭支援医療
 ことも福祉課（東庁舎1階） ☎33-9855 ☎36-9119

・ 障害者支援医療（20歳以上）
 障害福祉課（東庁舎1階） ☎34-3036 ☎36-9119

※お近くの支所・出張所でも受け付けています。

福祉医療制度とは

医療機関等の窓口で支払った医療費のうち、保険が適用になった自己負担額の一部を市が助成する制度です。

◆ 0歳～中学校3年生

8月診療分からは、医療機関等の窓口での支払いが受給者負担金の500円のみとなります。

◆ 16歳以上の方、または今年度中に16歳になる方

助成額は、医療機関で支払った保険適用自己負担額から次の金額を差し引いた額を後日、口座へ振り込みます。

・ 受給者負担金500円

・ 高額療養費と付加給付金（加入している保険から戻ってくる額）

福祉医療制度の助成対象者

資格の区分	対象者	所得制限(表①)
子育て支援医療	0歳～中学校3年生(入院・通院)	なし
障害者支援医療 手帳の更新(再認定・判定) が条件	身体障害者手帳1・2級	なし
	身体障害者手帳3・4級	あり
	療育手帳A1	なし
	療育手帳A2・B1 特別児童扶養手当1・2級 (20歳まで)	あり
	精神障害者保健福祉手帳1級※1 (通院医療費のみ)	なし
	精神障害者保健福祉手帳2級※1 (通院医療費のみ)	あり
ひとり親家庭支援医療(母子・父子家庭等) ※父・母と18歳未満の子(高等学校在学中は20歳まで延長可)		あり

※1 後期高齢者医療保険加入者は、入院・通院対象(所得制限あり) 障害者支援医療で18歳以下(18歳到達後の3月31日)までは、所得制限なし

受給者証

受給者証の番号が変わったため、7月下旬に新しい受給者証を郵送しました。

8月1日からは、新しい受給者証をお使いください。

◆ 0歳から中学校3年生までの方は、受給者証の色がなじみ色(水色)に変わりました。

◆ 障害者支援医療資格の方は、

平成30年8月1日時点で障害者手帳が有効であることが条件となります。

※再認定年月の記載があり、その年月を過ぎていない場合や有効期限が過ぎている場合は、手帳の更新手続きが必要です。

◆ 所得制限のある区分の方は、同居の家族に所得の確認ができない方(未申告、転入等)がいると、自動更新できません。

表① 所得制限について

特別障害者手当を受給できる範囲内の所得額

扶養親族等の人数	本人	扶養義務者等
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

児童扶養手当を受給できる範囲内の所得額

扶養親族等の人数	本人	扶養義務者等
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円

飲食店、宿泊施設等または事業所等を営んでいる方へ

残さず食べよう！ 推進店・事業所認定制度のご案内



●問い合わせ 環境政策課（東庁舎 4階 ☎34-3268 ☎34-0400）

「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」とは、食品ロスを削減するための取り組みを行っている、飲食店、宿泊施設等または事業所等を認定している制度のことです。

飲食店、宿泊施設の方へ（2項目以上の実施）

- ① 残さず食べよう！30・10運動の周知または啓発
- ② プラチナメニューの提供
- ③ 食べ残しの持ち帰りへの提供
- ④ 小盛りメニューの提供
- ⑤ その他食品ロス削減に資する取り組み

メリット

- ・市ホームページで紹介
- ・啓発グッズ（ティッシュ、コースター、持ち帰りパック、ポスター、木製看板など）の活用（右上写真）
- ・認定証による環境配慮型店舗のアピール
- ・推進店マップへ掲載

事業所の方へ（2項目以上の実施）

- ① 残さず食べよう！30・10運動の実践
- ② 同運動、または食品ロスに関することについての事業所内における周知
- ③ 同運動の実践、または食品ロス削減に関する取り組みについて事業所外へ広報
- ④ その他食品ロス削減に資する取り組み

メリット

- ・市ホームページで紹介
- ・啓発グッズ（ティッシュ、コースター）の活用
- ・認定証による環境配慮型事業所のアピール
- ・ecoオフィスまつもと認定事業（上部二次元コードから）の加点項目



市民の方へ

「食品ロス削減に取り組んでいるお店で宴会をしたい」、「持ち帰りに対応しているお店が知りたい」、そんなときはぜひホームページで確認してご利用ください。

申請は随時受け付けています

申請書は市ホームページ（右二次元コード）からダウンロードできるほか、窓口でお渡ししています。申請書の提出はメールやファクス、または窓口で直接お持ちください。



推進店マップを作成します

昨年度に引き続き、認定した推進店を紹介するマップを作成する予定です（9月14日までに申請された店を掲載予定）。申請は随時受け付けていますが、これを機に、ぜひ申請してください。



表→



裏→

おしえて 新庁舎建設

市役所を建て替えるって聞いたけど、どこに建てるの？

今、市役所が建っている所に建てるんだよ

へ〜。どうしてそこに決まったの？

お城を中心としたまちづくりなど、松本市の計画に適している
市役所の場所として広く定着している
公共交通機関が確保されていてみんなが来やすい
新しい土地を購入する必要がないという理由から決まったんだ。

そうなんだね。ところで市役所の前は何が建っていたの？

昔、本庁舎付近には昔武家屋敷や藩校が建ち並んでいて、東庁舎には病院や教会が建っていたんだよ。本庁舎と東庁舎の間の道は、江戸時代に馬術の訓練に使われていたみたい。

へえ〜!

現在の市役所庁舎は、本庁舎が昭和34年（1959年）、東庁舎が昭和44年（1969年）の建築で、これまでも市議会や市民の皆さんから、新庁舎の必要性について意見をいただきました。可能な限り現在の庁舎を有効活用する考

えのもと、耐震補強工事の実施や、不足するスペースはプレハブ庁舎を設置するなどして対応してきました。しかし、本庁舎が建築後60年（鉄骨鉄筋コンクリート造建物の一般的な耐用年数の目安）を目前に控え、来庁され

る方の安全・安心を確保するため、平成28年度から新庁舎建設に取り組んでいます。この度、本市が目指す新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を示す「松本市役所新庁舎建設基本構想」を策定しましたのでお知らせします。

● 問い合わせ 政策課（本庁舎3階）

☎ 34-3274 ㊟ 34-3201

市役所新庁舎建設基本構想を

策定しました



松本市役所庁舎のあゆみ

平成37年〜



昭和34年〜現在



大正2年〜



- 平成29年9月
現在地を新庁舎の建設場所とすることについて市議会と協議し、決定
- 平成31年（予定）
庁舎の具体的規模や事業手法などを定めた新庁舎建設基本計画を策定します。
- 平成37年（予定）
供用開始を目指します。

- 昭和34年5月竣工
丸の内3番7号（現在地）
- 当時では珍しかったエレベーターが設置され、一般公開の折に、エレベーター前が長蛇の列となったそうです。
- 昭和44年に、事務の充実や増加等から、東庁舎が建設されました。

- 大正2年1月竣工
大手4丁目4番（上土町）
- 市制施行から、旧病院を修理した町役場をそのまま使用していたが、狭くなったため改築を決議
- 市内随一と謳われた一見鉄筋レンガづくりに見える建物も木造の建物でした。

こんな新庁舎を目指します



時代の先を読み、変化し続ける力を備えた、

びとやまちを結ぶ庁舎

市役所新庁舎の基本的な考え方

1 分かりやすさ・
使いやすさを
実感できる庁舎

分かりやすい案内やサインなどで、初めて来庁する方でもスムーズに目的の場所へ誘導します。

また、市民の皆さんが手続き等のために訪れるフロントヤード部分と職員が作業するバックヤード部分を区分して、『シンプルで使いやすい空間をデザイン』するとともに、市民サービスの向上につながる執務環境の整備を図ります。さらに、来庁者にとって最良のデザインと機能の配置を検討し、誰にでもやさしいユニバーサルデザインとワンフロアやワンストップで、質の高い行政サービスの提供を目指します。

2 松本城と共に時を
刻む庁舎

松本城天守の東、外堀と片端町の総堀に画された三の丸に位置する立地を生かした、松本城公園内の歴史的構造物、堀や樹木、東西の山並みと調和した良好な眺望景観を形成します。さらに、松本城と相乗した新たな空間を生み出し、地域の発展に貢献する庁舎を目指します。

また、緑化や湧水等の松本市の特色が感じられる、『ゆとりとやすらぎの空間づくり』を進めます。

3 コミュニケーションが
芽生える庁舎

まちとひとを接続するハブ機能をこれからの市役所の役

割の一つとして捉え、市民、企業、行政など、多種多様な立場の人たちの交流や対話を生み出して市政運営に生かすなど、『新たな共創・協働』を育みます。

市民の代表である市議会が、その権能を十分に発揮できる庁舎を目指します。

4 コンパクトな
ネットワーク型の庁舎

庁舎建設を従来の仕事の仕方や組織体制を見直す機会と捉え、『行政機能の適切な配置』を進めます。そして、部局の枠組みを超えた職員間・組織間の繋がりが一層深まり、市内各所に配置している『行政機関を生かし支える』庁舎を目指します。

5 新たな時代のオフィス
のモデルとなる庁舎

働く人にとっての働きやすさが、より良いサービスの提供につながります。多くの市民の皆さんが訪れる庁舎から、新しい働き方の導入を進め、健康経営を実践して、『常に一歩先を行くオフィス』を社会に提示していきます。

ICT、AI等の最新技術を率先して活用して、効率的な行政サービスと洗練されたスペースを生み出します。

6 リスクに備える庁舎

災害発生時における拠点施設としての『災害対応力を発揮』できる庁舎を建設します。

また、個人情報や行政情報を守る高度な情報セキュリティを確立するとともに、防犯面を含めた物理的なセキュリティを確保します。

7 世代を超えて
受け継がれていく庁舎

庁舎内の配置を自由に変更できる『フレキシブル(柔軟

こんな姿勢で新庁舎建設に取り組みます

- ◇さまざまな問題に対して、知恵を出して問題の解決に当たります。
- ◇市民の皆さん、民間企業の間を取り入れ、将来の人たちにも喜んでもらえる市役所庁舎を目指します。
- ◇市民の皆さんと一緒に庁舎建設に取り組みます。



に応用がきく」な設計」に取り組みます。また、ゼロエネルギービル（ZEB）に代表されるようなエネルギーの効率的な利用を進めるなど、環境にやさしく、サステナブル（持続可能性の高い）で、将来の市民も誇りを持てる庁舎を目指します。

安全で災害に強い

まちづくり

● 問い合わせ 建築指導課

(本庁舎4階) ☎ 34-3255 ☎ 33-2939

市では、安全で災害に強いまちづくりのための事業を実施しています。お気軽にご相談ください。



狭い道路を広げましょう

狭あい道路拡幅整備事業

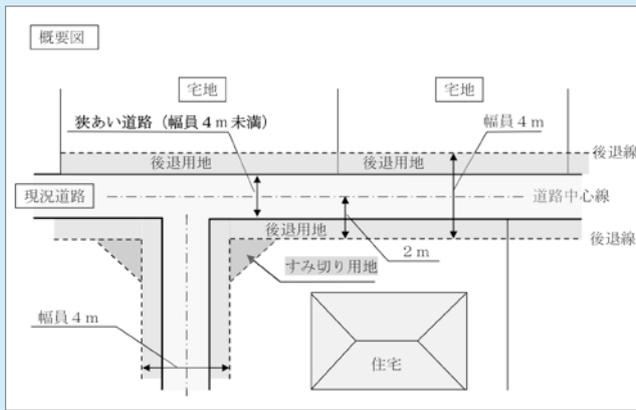
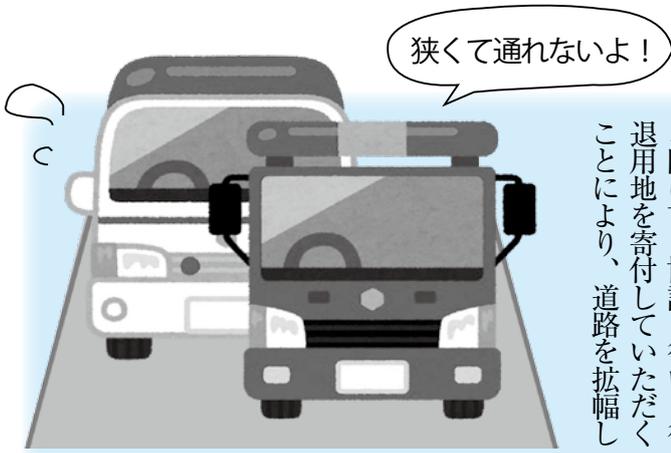
狭あい道路に接する敷地で建物の建て替えなどをす
る際に市と協議を行い、後
退用地を寄付していただく
ことにより、道路を拡幅し

ていく事業です。
狭い道路を拡げることによ
り、日照・通風・延焼防止だ
けでなく、災害時の避難行動
や防火活動に有効な空間
が生まれます。また、道
路拡幅整備を促進するた
めの補助制度があります
ので、詳細についてはお
問い合わせください。

狭あい道路とは

市街化区域内の幅員1.8
メートル以上4メートル
未満の市道のこと。

狭あい道路に接する敷
地に建築物を建築する場
合、原則として道路の中
心線から両側にそれぞれ
2メートル後退した線を



道路の境界線とみなします。
したがって、後退線までの
部分(後退用地)は道路と
みなされ、建築物、塀など
は建築することができませ
ん。

家具の

転倒防止金物を

設置しましょう

地震発生時における被害
の防止・軽減を図るため、
家具転倒防止金物の設置工
事費の一部を補助します。



自宅のブロック塀の定期的な安全点検を

古いコンクリートブロッ
ク造や、大谷石・レンガな
どの組積造の塀は、メンテ
ナンスせずに放っておくと
倒壊の危険があります。

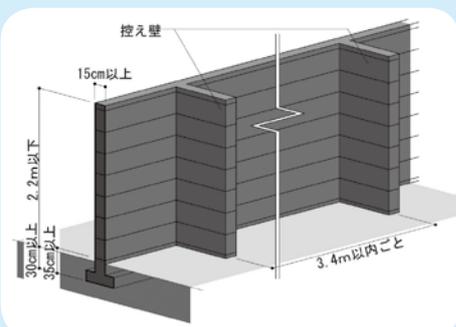
地震によって道路沿いに
ある塀が倒壊すると、人へ
の被害の恐れがあるだけ
なく、緊急車両の通行の妨
げになります。避難や救助の障
害となります。また、場合
によっては所有者または管
理者は加害者として責任を
問われることがあります。

ブロック塀等に関する不
明・不安なこと等のご相談
をお受けしています。

ブロック塀等の基準

建築基準法では、ブロッ
ク塀や組積造の塀の基準が
あります。

- ① 高さ2.2メートル以下
- ② 【ブロック塀】



- ③ 壁の内部に鉄筋が入って
いる
 - ④ 壁の長さ3.4メートル以下
ごとに、控え壁がある
 - ⑤ 基礎の丈35センチ以上、
かつ、地面に30センチ
以上埋め込む
- ※鉄筋の数や位置等の詳細
な規定は省略しています。

古い住宅の耐震化を進めましょう

地震に対する住宅の安全性向上と災害に強いまちづく
りを目指して、昭和56年5月31日以前に着工された木造
住宅に対して、「無料の耐震診断」や「耐震シエルト・
耐震ベッド設置工事」等の費用の一部を補助します。



市議会6月定例会から

市議会6月定例会が、6月4日から21日までの18日間にわたって開かれました。この議会では、市長提案14件、議員提案2件の計16件について審議されました。内容は、条例4件、予算1件、契約2件、財産4件、道路1件、その他1件、意見書2件（議員提案）、人事1件で、いずれも可決または同意されました。

条例

地方税法の改正に伴うもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴うもの、指定管理者制度の導入に伴うものの一部改正（4件）を行いました。

予算

「5つの重点目標」、「6つのまちづくり」、および「KYデモクラシー」にかかわる事業で、速やかに取組みが必要な政策的経費や、緊急に補正措置を講じなければ、事業執行上支障をきたす経費などを中心に計上しました。

補正規模は、一般会計で4億6146万円の追加で、補正後の全会計の予算規模は1660億652万円、前年同

意見書

次の意見書が、国会および関係行政庁に提出されました。
 ・義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
 ・へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書

人事

農業委員会委員として、次の26人を任命することに同意されました。

- 田中悦郎（今井）、小林弘也（中山）、丸山茂実（内田）、窪田英明（野溝東）、橋本実嗣（奈川）、岩垂治（笹賀）、竹島敏博（稲倉）、中川敦（里山辺）、古沢明子（梓川上野）、前田隆之（安曇）、柳澤元吉（新村）、中條幸雄（岡田下岡田）、青木秀夫（筑摩）、百瀬道雄（入山辺）、塩原忠（神林）、波多腰哲郎（波田）、河西穂高（寿北）、濱博（島立）、河野徹（島内）、金子文彦（中川）、長谷川直史（和田）、三村晴夫（今井）、二村喜子（梓川梓）、塩野崎道子（並柳）、上條信太郎（和田）、堀口崇（巾上）

「第23回松本市平和祈念式典」と

「平和の集い」を開催します

核兵器の廃絶と世界恒久平和を願い、終戦記念日に開催します。式典会場では、広島平和記念資料館から借用する「サダコと折り鶴ポスター」を展示しますので、併せてご覧ください。

平和の集い

◆時間 午前10時45分～正午
 ◆会場 あがたの森文化会館 218会議室
 ◆内容 平和の詩の朗読、被爆体験伝承者講話など
 ◆申し込み 折鶴献呈、平和の集いに参加を希望される方は、事前に連絡をお願いします
 ◆問い合わせ 平和推進課（本庁舎2階） ☎33-4770

◆日程 8月15日（水）
 ◆式典
 ◆時間 午前9時30分～10時30分
 ◆会場 あがたの森公園
 ◆内容 平和ひろば平和祈念碑前
 ◆内容 折鶴献呈、平和都市宣言

平成30年7月豪雨災害義援金

平成30年台風7号と前線等に伴う大雨により、西日本を中心に甚大な被害ができました。被災された方々を支援するため、義援金を受け付けています。義援金は、日本赤十字社を通して被災地の皆さんにお届けします。

- ◆受付期間 30年12月28日（金）まで
- ◆受付場所 本庁舎1階市民相談課
- ◆問い合わせ 行政管理課（本庁舎2階） ☎33-4770

☎33-11877